

## 香川県条例第25号

香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県過疎地域における県税の特別措置条例（令和3年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、産業振興促進区域内において省令第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する過疎地域の区域又は同号イに規定する特定市町村の区域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内（以下単に「産業振興促進区域内」という。）において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（省令第1条第1号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者及び畜産業又は水産業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、産業振興促進区域内において省令第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p>

(1)・(2) 略  
2～4 略

(申請書の提出)  
第4条 略

(1)・(2) 略  
2～4 略

(申請書の提出)  
第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和6年4月1日以後に改正後の第2条第1項に規定する特別償却設備の取得等（香川県過疎地域における県税の特別措置条例第1条に規定する取得等をいう。）をした者で改正後の第2条の規定の適用を受けようとするもののうち、同条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第25号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。